

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

## 京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程  
(京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第5項の表きた下水道管路管理センターの項中「事務係，管理係，技術係」を削り，「管理係長」を「管理第1係長，管理第2係長，管理第3係長」に改め，同条第9項を削り，同条第10項第2号中「西部支所 京都市西京区大枝東長町1番地343」を「八条支所 京都市南区東九条東山王町12番地3」に改め，同項を同条第9項とする。

第3条第8項中「，副所長，課長補佐，所長補佐並びに担当課長補佐」を「及び副所長」に改め，同条第9項中「係長」を「課長補佐，所長補佐，担当課長補佐，係長」に改め，同条第10項中「次条第2項」の右に「及び第3項」を加え，同項を第11項とし，第9項の次に次の1項を加える。

10 課長補佐，所長補佐及び担当課長補佐は，課長又は所長が定める事務について課長又は所長を補佐する。

第4条第2項中「，事務分掌の定めのある係に置かれる係長」を削り，同項の次に次の1項を加える。

3 担当部長，副室長，第2条第5項及び第6項に定める課長，担当課長，副所長，課長補佐，所長補佐，担当課長補佐，係長及び担当係長は，補佐職員があるときは，その担当事務を定める。

第6条企業力向上推進室の項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 内部統制の事務に関すること。

第6条職員課の項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 人事給与システム及び庶務事務システムの開発及び運用に関すること。

第9条水道管路課の項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 貯水槽水道の調査及び指導に関すること。

第10条管理課の項第8号中「検査」の右に「の統括」を加える。

第11条水道管路管理センターの部北部給水工事課及び南部給水工事課の款事務係の項第17号を削り、同項第18号を第17号とする。

第11条下水道管路管理センターの部を次のように改める。

きた下水道管路管理センター

- (1) 取付管、公共ます及び宅地内排水ポンプ施設（以下本部、みなみ下水道管路管理センター及びみなみ下水道管路管理センター支所の部において「取付管等」という。）新設工事（下水道建設事務所所管の工事を除き、1件1,000,000円以下のものに限る。以下本部、みなみ下水道管路管理センター及びみなみ下水道管路管理センター支所の部において同じ。）の請負契約に関すること。
- (2) 1件1,000,000円以下の取付管等維持工事、雨水ます工事及び小規模工事（京都市水路等管理条例に規定する水路等（市長から受任したのものに限る。以下本部、みなみ下水道管路管理センター及びみなみ下水道管路管理センター支所の部において「水路等」という。）の修繕工事を含む。）の請負契約に関すること。
- (3) 取付管等及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関すること。
- (4) 取付管等新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。
- (5) 下水道分担金の調定及び徴収に関すること。
- (6) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下本部、みなみ下水道管路管理センター及びみなみ下水道管路管理センター支所の部において同じ。）の維持管理に関すること。
- (7) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること。
- (8) 取付管等新設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (9) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること。
- (10) 取付管等新設工事の検査に関すること。
- (11) 取付管等維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (12) 水路等の維持管理に関すること。
- (13) 排水設備の改善指導に関すること。
- (14) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許

可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。

- (15) 排水設備の技術指導に関すること。
- (16) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計，施行，監督及び検査に関すること。
- (17) 公共下水道施設の建設改良工事（下水道建設事務所所管に属するものを除く。以下みなみ下水道管路管理センターの部において同じ。）の設計，施行，監督及び検査に関すること。
- (18) 私道内下水道の整備に関すること。
- (19) 水路等の改良工事に伴う設計，施行，監督及び検査に関すること。

第11条きた下水道管路管理センターの部の次に次の部を加える。

みなみ下水道管路管理センター

事務係

- (1) 取付管等新設工事の請負契約に関すること。
- (2) 1件1,000,000円以下の取付管等維持工事，雨水ます工事及び小規模工事（水路等の修繕工事を含む。）の請負契約に関すること。
- (3) 取付管等及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関すること。
- (4) 取付管等新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。
- (5) 下水道分担金の調定及び徴収に関すること。

管理係

- (1) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (2) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること。
- (3) 取付管等新設工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (4) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること。
- (5) 取付管等新設工事の検査に関すること。
- (6) 取付管等維持工事，雨水ます工事及び小規模工事の設計，施行，監督及び検査に関すること。
- (7) 水路等の維持管理に関すること。
- (8) 排水設備の改善指導に関すること。
- (9) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許

可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。

技術係

- (1) 排水設備の技術指導に関すること。
- (2) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計, 施行, 監督及び検査に関すること。
- (3) 公共下水道施設の建設改良工事の設計, 施行, 監督及び検査に関すること。
- (4) 私道内下水道の整備に関すること。
- (5) 水路等の改良工事に伴う設計, 施行, 監督及び検査に関すること。

第11条下水道管路管理センター支所の部を次のように改める。

みなみ下水道管路管理センター支所

- (1) 取付管等新設工事の請負契約に関すること。
- (2) 1件1,000,000円以下の取付管等維持工事, 雨水ます工事及び小規模工事(水路等の修繕工事を含む。)の請負契約に関すること。
- (3) 取付管等及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関すること。
- (4) 取付管等新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。
- (5) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (6) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること。
- (7) 取付管等新設工事の設計, 施行及び監督に関すること。
- (8) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること。
- (9) 取付管等新設工事の検査に関すること。
- (10) 取付管等維持工事, 雨水ます工事及び小規模工事の設計, 施行, 監督及び検査に関すること。
- (11) 水路等の維持管理に関すること。
- (12) 排水設備の改善指導に関すること。
- (13) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。

(京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「\、\広報・ICT 担当課長, \、拠点整備担当課長」を「\、\防災危機管理担

当課長、\、広報・ICT 担当課長」に改める。

(京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(京都市上下水道局会計規程)

第4条 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第12条第1項「監理課長とし、」の右に「みなみ下水道管路管理センターにあつては所長又は担当課長とし、」を加える。

第27条第1項中「鳥羽水環境保全センターについては調整課長又は吉祥院支所長とする」を「みなみ下水道管路管理センターにあつては所長又は担当課長とし、鳥羽水環境保全センターにあつては調整課長又は吉祥院支所長とする」に改める。

別表第1を次のように改める。

1 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
契約会計課長	契約会計課 会計係長	金銭の出納その他の会計事務。ただし、収入金の収納に関する事務を除く。
京都市上下水道局組織及び事務 処理規程第1条第1項に規定する 課（契約会計課を除く。）の長	各課及び室（総務課を除く。） 庶務を担当する課長補佐 又は係長	それぞれその担任する当該収入金の収納に関する事務
企業力向上推進室 副室長	総務課	
お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長	庶務係長及び琵琶湖疏水 記念館館長の職にある者	

経営戦略室 経営企画課長 財務課長 資産活用課長		
各営業所長 各営業所副所長  疏水事務所長  水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長  各下水道管路管理センター所長  みなみ下水道管路管理センター 担当課長  下水道建設事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 西部営業所京北分室 担当係長  疏水事務所 管理係長  水道管路管理センター 事務係長  各下水道管路管理センター 事務係長  みなみ下水道管路管理セン ター 担当係長  下水道建設事務所 事務係長	

2 物品出納員及び物品副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	
職員課長	職員課 労政係長	被服に関する出納その他の会計事務
契約会計課長	契約会計課 会計係長	(1) 水道事業用物品及び公共下水道事業用物品

水道部施設課長	水道部施設課 事務係長	(貯蔵品を除く。)に関する出納及びその他の会計事務 (2) 不用品に関する出納 その他の会計事務 活性炭に関する出納その他の会計事務
南部配水工事課長	南部配水工事課 事務係長	工事用資材及び給水装置用材料に関する出納その他の会計事務
南部給水工事課長	南部給水工事課 事務係長	水道メーターに関する出納その他の会計事務
各営業所長 各営業所副所長 施設管理事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 施設管理事務所 施設係長	(1) 第28条第1項の規定により前渡された貯蔵品に関する出納その他の会計事務
水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長 水道管路建設事務所長	水道管路管理センター 事務係長 水道管路建設事務所 事務係長	(2) 所管に属する物品に関する出納その他の会計事務
京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課の長 企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室	各課及び室 庶務を担当する課長補佐又は係長	所管に属する物品に関する出納その他の会計事務

管理課長	
料金課長	
経営戦略室	
経営企画課長	
財務課長	
資産活用課長	
各浄水場長	各浄水場 庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
疏水事務所長	疏水事務所 管理係長
各下水道管路管理センター所長	各下水道管路管理センター 事務係長
みなみ下水道管路管理センター 担当課長	みなみ下水道管路管理セン ター 担当係長
ポンプ施設事務所長	ポンプ施設事務所 庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
下水道建設事務所長	下水道建設事務所 事務係長
鳥羽水環境保全センター調整課 長	鳥羽水環境保全センター 事務係長
鳥羽水環境保全センター吉祥院 支所長	鳥羽水環境保全センター吉 祥院支所 施設係長
伏見水環境保全センター所長	伏見水環境保全センター 施設係長
石田水環境保全センター所長	石田水環境保全センター 施設係長



附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)